

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和3年4月27日

東京都作業部会確認年月日 令和3年4月28日

事業名 選手村マネジメント

案件名 サイクリング村の施設借上げ

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ● 本件はオペレーションに係る事業であり、経費分担は平成29年5月31日の大枠の合意に基づくことが確認できた。 ● 東京都は、大会経費の都の枠内である場合、合意に基づくパラ経費（組織委員会2：国1：都1）を負担する。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年5月31日の大枠の合意において、オペレーションは組織委員会が必要な経費を負担し、業務全般の役割を担うことになっている。 ● 本件は、オリンピックサイクリング村及びパラリンピックトラックサイクリング選手用宿泊施設（以下「サイクリング村」という。）としての役務提供等に必要な借上げ契約をするものであり、本大会の期間を通じて確実かつ安定的なサービスを提供するためにも、当該施設の運営を担う組織委員会が本件を一括して執行した方が効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ● 大会運営要件及び競技大会ガイドでは、会場が選手村から離れた場所にある場合、会場の近くに追加の選手村が提供される旨規定されている。本件事業は、競技会場近くに立地する既存ホテルをサイクリング村として借り上げるものであり、大会運営上、不可欠である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊規模及び借上期間の設定については、オリ・パラでの使用規模を踏まえた設定となっていることを確認した。 ● 経費については、期間中の通常料金等と比較し市場価格等と乖離していないことを組織委員会からのヒアリングにより確認した。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ● 借上対象施設は、競技会場からも近く、選手団をまとめて収容できる客室数を確保できることから、サイクリング村として使用することに妥当性がある。 ● 組織委員会は、これまでホテル側と度重なる調整を行い、可能な限り金額を下げる交渉を続けてきた結果、2018年3月に締結した覚書で定めた客室料金から減額を行っている。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ● 本件にかかる費用は、サイクリング村運営に必要な大会経費であり、公費負担の対象として適切であることを確認した。 ● V5予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するかどうかについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基つき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。